

社団法人日本自閉症協会  
奈良県支部ニュース

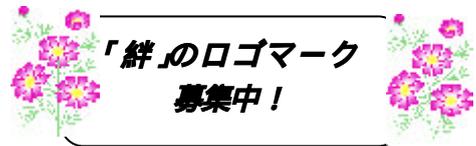
絆

きずな

第57号 11月号

購読料1部100円

(会員は会費に含まれています)



発行：社団法人日本自閉症協会 発行責任者：宍戸良朗  
支部長&事務局：河村舟二 〒639-1055 大和郡山市矢田山町84-10  
TEL&FAX 0743-55-2763

<http://www2.justnet.ne.jp/~kawafune>

今後の特別支援教育の在り方について「中間まとめ」2が2002年10月21日に発表されました。これに対する、パブリックコメントの募集がされています。締め切りは11月25日となっています。意見募集についての詳細は

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2002/021004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2002/021004.htm)をご覧ください。

\* 以下抜粋です。



### 特別支援教育における基本的視点

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握して、当該児童生徒の持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。もとより、この特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためのものと位置づけられる。この場合に、一人一人の児童生徒の教育的ニーズが何かについて、市町村の教育委員会は、児童生徒本人の視点に立って、専門家はもちろん保護者等関係者の意見等を踏まえて正確に把握するとともに、教育的支援を行う関係者、関係機関等の役割分担を明らかにして適切な教育を行うことが重要である。その際、都道府県の教育委員会との連携や協力も重要な要素の一つになると考えられる。

児童生徒一人一人の教育的ニーズは多様であり、また不変のものでもない。小学校又は盲、聾、養護学校の小学部に入学者もその実態等に応じて就学先を変更した方が当該者の教育的ニーズに対応した教育が可能な場合があることに留意する必要がある。また、小・中学校の特殊学級や盲、聾、養護学校等の利用可能な人的・物的資源を児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて弾力的に活用して適切な教育を行っていくという観点からも、教育の場を固定したもの

と考えるのではなく、児童生徒の実態等に応じて弾力的に教育の場を用意するという考え方に立って取り組むことが必要である。

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して効果的・効率的に教育を行うためには、盲、聾、養護学校と小中学校の日常的な情報交換はもちろん児童生徒の教育・指導における密接な連携が不可欠である。また、両機関の教員が気軽に意見や情報の交換を日頃から円滑に行えるように都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会が密接に連携協力することが重要となる。さらに、障害のある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じ得るものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似していたり、密接不可分なものも少なくない。従って、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

また、障害のある児童生徒の教育の重要性を理解し、また、草の根的に、独自のネットワークを活用し、献身的に取り組む「親の会」やNPO等の活動の中には、教育の充実や効果的な展開において重要な役割を果たしてきたものもある。今後、行政関係部局や学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して質の高い教育をより効果的に推進するためにもこれらの会等とも連携を図るといった視点が重要である。

## 「個別の教育支援計画」の必要性

現在、各都道府県等で進めつつある、教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備をさらに進め、一人一人の障害のある児童生徒等の一貫した「個別の教育支援計画」の策定を通じて、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うため教育上の指導や支援の具体的な内容、方法等を計画、実施、評価(Plan-Do-See)して、より良いものに改善していく仕組みを取り入れていくことについて積極的に検討を進めていく必要がある。

一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育的対応を行うという取組は、現在、盲、聾、養護学校の自立活動又は障害が重複している児童生徒について作成する個別の指導計画や卒業後の円滑な就労支援を目的とした「個別移行支援計画」



の実践研究など、部分的に進められつつあるが、一貫した「個別の教育支援計画」の策定により、障害のある児童生徒の視点に立った各種の教育支援のより効果的・効率的な実施が期待できる。

障害のある児童生徒に対する教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面から多様な取組が求められるため、関係機関、関係部局の連携協力をこれまで以上に密接にすることにより、専門性に根ざした質の高い教育的な支援が可能となる。こうした関係機関等の連携を効果的に行う上でも、「個別の教育支援計画」は有効なものと考えられる。

「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、就学前(小学校又は盲、聾、養護学校の小学部就学前までの段階)、就学中(小中学校、高等学校に就学している段階)、卒業後(高等学校、盲、聾、養護学校の高等部卒業後の段階)、それぞれの段階において、教育、福祉等の関係機関の中から中心となる機関等を定めつつ、地域、都道府県、国の各レベルで連携協力体制を構築していくことが必要である。この場合、例えば、就学中は、盲、聾、養護学校、小中学校、高等学校等教育関係機関が中

心となり、就学前は福祉、医療関係機関、卒業後は福祉、労働関係機関が中心になることが考えられる。これら策定を担当する機関と関係機関との連携協力が円滑に実施されるようコーディネータ的な役割を果たす者の存在が重要であり、また、関係機関においては協力担当者を明らかにすることが効果的である。また、盲、聾、養護学校など策定を担当する機関の中でも、策定を担当する者を明確にするほか、機関内はもちろん他機関との連携や協力を円滑に進めるためのコーディネータ的な役割を果たす者を明確にしたうえで、これらの者の円滑な業務実施を支援する体制の構築が図られることが大切である。

「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、例えば、盲、聾、養護学校においては、学級担任や児童生徒の指導を担当する教員が中心となって、また、小・中学校等においては、障害のある児童生徒の教育の知識・経験を有する特殊学級の教員等が中心となって、他の教科や学級担当の教員の協力を得つつ、児童生徒の障害等の状況の分析、教育的な支援の目標や基本的な内容等からなる「個別の教育支援計画」の作成を行うことが考えられる。また、例えば、教育、福祉、医療等の分野の専門家や有識者から構成される委員会を関係機関等の連携により設けることは計画の策定作業の円滑化のために有効な方法と考えられる。その際、保護者との話し合いをもとにその意向を把握し、児童生徒の状況の分析や指導の目標について理解を得て、教育的支援の目標に向けて学校や家庭における活動の連携を図ることが大切である。

「個別の教育支援計画」については、多様な教育的支援の円滑な実施を確保する性格から複数の関係者や関係機関がその作成、実施等の過程で関与する。例えば、乳幼児期において福祉や医療関係機関が得た障害や発達に関する情報や盲、聾、養護学校が教育相談を行うに当たり、保護者から得た情報など様々なものが考えられる。これらは、適切な方法及び内容の教育的支援を行う上で必要なものであるが、個人情報であることに留意してそ

の情報の取り扱いについては保護者の理解を得られるようにすることが不可欠である。このため、各自治体において、例えば、教育委員会が中心になって、または教育と福祉部局が共同で検討の場を設定する等により情報の取扱いの方法について具体的な検討を行っていくことが重要と考えられる。

### 地域における教育、医療、福祉等の連携支援体制の構築

さらに、各都道府県の実態に応じつつ、一定規模の地域を全体的にとらえて、盲、聾、養護学校や小・中学校、医療・福祉機関等が連携協力しながら、地域全体で障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく体制を構築していくことについて積極的に検討を進めていく必要がある。この場合、都道府県において教育委員会から福祉等関係部局を含めた部局横断型の委員会を設置するなど、各地域の特別支援教育の推進体制を促進するための企画・調整・支援等を行う組織を設けることが有効と考えられる。また、地域によっては都道府県又は盲、聾、養護学校と連携を図りつつ市町村が地域の取組の中心となる場合があるが、その場合には都道府県がその取組への協力や支援を行うことが重要となる。

このような仕組みは、障害のある児童生徒が在籍する学校や地域での取組を中心としつつ、当該児童生徒の教育的ニーズに十分対応しきれない部分について関係機関が周りから当該児童生徒の支援を補完していく体制を構築していくものであり、盲、聾、養護学校は、各地域においてその専門性を十分発揮してセンター的役割を果たしていくことが期待され、都道府県教育委員会等においては、関係部局と連携しながら全体的な企画調整を積極的に進めていく必要がある。また、国は、このような各都道府県、各地域の取組を支援していくため、モデル案の提示や、先進的な取組の紹介等、調査研究や情報提供等を進めていく必要がある。



### 会員紹介(療育部編)

新垣力也(平成7年7月17日生)

はじめまして、4月から地域の小学校に入学しました。入学から半年たち、ようやく慣れてきたという感じです。

入学当初は、かなりストレスがたまったのか、爪、鉛筆、けしごむ、ふで箱etc.手近なものは、すべて噛んでいた状態です。朝は集団登校で兄(2年)と手をつないで登校しています。私がつくと甘えるので、子供達にまかせています。今では子供達もずいぶん理解をしてくれ、いろいろ子供なりに相談しあっているようです。

力也は、たまたま検診に行った時に、心音がなくなってきてるということで、緊急帝王切開で生まれました。一日検診日が遅かったら死産になっていました。まさか障害が残るとは思っていませんでした。生まれてから何度もCTやMRI、脳波etc.の検査を受けました。いつも異常なしです。自閉症と診断されたこともなく、病名はつけられないと言われました。こだわりもなく、いつもおとなしい感じです。人が好きですぐについて行きます。気をつけておかないと、と思っています。今までいろんな所で相談して、障害児の通園施設に通わせたりしたけれど、力也には、健常児の子供達と一緒に過ごすのが合っていると思います。これから先、いろんな問題にぶちあたるとはと思いますが、地域の人と支えあって、乗り越えていきたいと思っています。

菅田聖也(平成7年12月22日生)

現在地域の小学校に通う1年生です。障害児学級に在籍しています。1才6ヶ月の時、言葉が遅く又、発語はあったものの、車の種類等自分の好きなものばかり言っていて、パパ、ママ等の言葉がでなかったり指さし行動もなく、とても心配していました。様子をみていましたが、やはり2才になっても同じような状況で2才6ヶ月の時、心身障害者リハビリセンターで受診、自閉傾向と診断され現在に至っています。保育園でお世話になり、「パパ」「ママ」と呼んでくれるようになり、オウム返しもありましたが、少しずつ成長し、少しコミュニケーションもとれるようになっていきます。自閉傾向と言われた時は、将来を心配し、不安だけでしたが、「子供は成長するよ。」と言う一言に支えられ、親も少しずつ前進できるようになりました。小学校の方でも、元気いっぱい通う聖也。お友達からも、「聖也くん！」と、聖也の姿をみつけると呼んでもらって話しかけてもらっています。ついつい出来ないことばかり、「どうやったらいいかな？」と考えてしまいますが、聖也と楽しく生活できることが一番、と毎日を過ごすようにしています。どうかよろしくお願い致します。



## 療育部活動報告

10月17日(木)郡山福社会館で療育部会を行いました。

当日は二階堂養護中学部の参観、地区の小学校でも参観の方が多く参加できない会員さんが多くて、申し訳なかったです。

参加者は10名ほどの部会になりましたが、それぞれのお話を聞く時間がもてて、有意義な時間になりました。

まず河村支部長より、支援センターや本部からの支援ニーズ調査の説明などお話をさせていただきました。

その後は自己紹介を兼ねてそれぞれの悩みなどを話しあっていきました。

10人寄れば文殊の知恵?..とまではいきませんが、みんなで考えれば参考になることもあるかも。次回の部会も皆さんの参加お待ちしております！  
(田中 康子記)



### 編集後記

冬支度の11月、紅葉の11月、晩秋を楽しもうではありませんか。支部ニュースについての感想、ご意見等がありましたら、宍戸(0742-49-3855)までか、または、最寄りの支部役員までお願いします。



お 知 ら せ

社団法人日本自閉症協会奈良県支部:主催

第11回保護者・保育士・教師・ボランティアのための自閉症理解講座

## 「自閉症スペクトラムの理解と支援

### 行動上の問題を中心に」

講師 岡田 眞子 先生

(滋賀県甲南町子育て支援センター相談室)

日時:2002年12月8日(日曜日) 13:30~16:30

場所:奈良県文化会館2F集会室

参加費 会員無料・会員外 500円

#### [保育]

事前申し込みしてください(定員15人)

申込先 TEL/FAX 0742-27-6600 廣川まで

保育料 一人500円(会員のみ兄弟の保育も可)

申込締切 11月20日まで

\*勉強の為保育の様子をビデオ撮影しますがご了承下さい

問い合わせ〒639-1055大和郡山市矢田山町84の10 河村まで

・fax 0743-55-2763 E-mail kawafune@ma2.justnet.ne.jp

詳しくはホームページ「きずな」をご覧ください。

<http://www2.justnet.ne.jp/~kawafune>

\* 前回門先生のレジュメをお持ちの方お持ちください!!

自閉症協会奈良県支部が、今回2002年11月4日に大宇陀方面の視察を計画しています。以下のような構想を実現できる場所の選定を目指し実施します。

### 「自閉症総合支援センター構想」

**目的:**自閉症者のライフサポート = 親亡き後も自活できる生活の拠点としてのコミュニティづくり及び地域生活支援センターのためのマザーズホーム(必要に応じて療育に利用・作業所等への作業場の提供)づくり。地域社会への自閉症啓蒙理解の拠点づくり。

#### 1 .生活支援

生活ホーム... グループホーム 家族住宅  
福祉ホーム  
家族支援施設... 家庭生活支援 生活訓練  
療育訓練  
緊急一時保護・レスパイト施設・療育相談  
ヘルパー派遣  
通院援助 送迎援助 情報センター  
生活訓練施設...teacch活用  
自閉症対応シッター  
食事トイレのしつけ

#### 2 .就労

福祉ファーム 農業公園  
作業ボランティア(農家老人の協力)  
果樹園 ... 柿 梅 桃 ブドウ なし  
キウイ ミカン  
自給自足... 米作り有機野菜づくり  
給食センター  
生産販売...養鶏場 椎茸 工芸品  
福祉工場 ... 建築部品  
・自閉症者に向く作業  
ライフサポートボランティアの養成 高齢者ボランティアの活用

#### 3 .余暇支援

療育部の子供のための ポニー、ヤギ、牛の飼育  
サマースクール(陶芸教室 工作木工教室 音楽教室)

成人部の人のための 芸術活動 音楽活動 教養講座等  
(その他出来る環境を整えたいもの...カラオケボーリング、水族館、プラネタリウム、調理、陶芸、木工、ゲーム、スポーツ、プール)

余暇支援を支えるためには...指導ボランティア要員の養成と確保。大学生の実習の場 自閉症支援専門家養成、作業所・施設関係者との連携(県内の作業所等にオープンに利用出来るようにする。)

4・交流ホーム 地域の老人・特別老人ホーム 支援・保養サービス・デイケアの場所  
食事の提供・障害者との交流の場・幼少中の障害児教育の場の提供  
必要と思われる保有施設  
生活棟、宿泊施設、会議、研修施設、駐車場  
農地、山林、研修会議室、厨房、室内多目的ホール、運動場、スポーツ施設、キャンプ施設、ハイキング地

### 事務局から

関係各位 日本自閉症協会事務局 10/25

今後の特別支援教育の在り方について(中間まとめ)文部科学省文部化学省より標題の中間まとめがホームページ上で発表されました。このまとめに対する意見募集が出されております。協会としても意見を提出したいと考えております。是非中間まとめをご覧になって11/10までに協会へ(asj@mub.biglobe.ne.jp)ご意見をいただくと幸いです。

(中間まとめ URL)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2002/021004a.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2002/021004a.htm)

関係各位日本自閉症協会事務局

この度、当協会では新しいホームページを立ち上げました。アドレスは、  
<http://www.autism.or.jp/>です。

内容は、最新情報をお知らせする「トピックス」や意見交換や情報提供の場として活用いただける「掲示板」など今までのホームページより更に見やすく、分かりやすいものになりました。

まだ、工事中のところがございますが、今後は協会にあります研究報告なども随時掲載していく予定です。是非お時間がありましたら、ご覧になってご活用いただければ幸いです。

委員各位

会長より、ホームページを新しくしたことに合わせてあいさつ文をいただきましたので、掲載いたしました。組織のところからご覧ください。

支部各位様

全国心身障害児福祉財団様より、昨年もご案内頂きましたが、「世界ハート展」複製パネル寄贈のお知らせがありました。数に限りがありますので、ご希望の支部は、送り先等も含めまして、至急事務局まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

関係各位 社団法人日本自閉症協会  
常務理事 山本 衛

平成14年度「自閉症・発達障害支援センター」実施主体決定のお知らせ

前略 日頃より当協会の事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。厚生労働省より連絡がありまして、「自閉症・発達障害支援センター」の平成14年度実施主体が決まりましたので、お知らせいたします。今年度予算では8件の予定でしたが、10カ所が設置されています。センター設置の支部や近隣の方は、センターとの連携や情報をお寄せいただくと幸いです。

さらに、1月31日(金)～2月1日(土)には当協会主催で支援センターのシンポジウムを予定しております。たくさんの方のご参加をお待ちいたしております。(詳しくは協会まで)よろしく願いいたします。草々 記

実施主体	センター名称	付置施設名称	所在地
委託先法人			
北海道	自閉症・発達障害支援センターあおいそら		
函館青年寮	上磯町 (福) 侑愛会		
埼玉県	埼玉県自閉症・発達障害支援センター(仮称)初雁の家	川越市 (福) けやきの郷	
千葉県	千葉県自閉症・発達障害支援センターしもぶさ学園下総町福)	菜の花会	
大阪府	大阪府自閉症・発達障害支援センター(仮称)萩の杜	高槻市 (福) 北摂杉の子会	
滋賀県	滋賀県自閉症・発達障害支援センター		
第二湖北寮	長浜市(福)湖北会		
岡山県	自閉症・発達障害支援センター	旭川児童院市 (福) 旭川荘	
山口県	やまぐち自閉症・発達障害支援センター(仮称)		
	ひらきの里	山口市 (福) ひらきの里	

熊本県 自閉症・発達障害支援センター(仮称)  
三気の里津市 (福) 三気の会  
仙台市 仙台市発達相談支援センター 仙台市  
横浜市 よこはま・自閉症支援室 東やまたレジ  
デンス 都筑区(福) 横浜やまびこの里

係各位 日本自閉症協会 事務局平成14年10月15日

昨日、厚生労働省障害福祉課から連絡がありまして、「自閉症・発達障害支援センター」が1件追加になりましたので、お知らせいたします(追加)

三重県 あすなろ学園 知的障害者更生施設  
名称 三重県自閉症・発達障害支援センター

関係各位 社団法人日本自閉症協会 事務局長山本衛  
支援費の支給申請の件 10月9日

拝啓 黄葉の候、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。先日開催いたしました、支部役員連絡会におきまして、下記のようなご質問がありましたので調べました結果をお知らせいたします 敬具

質問 : 「支援費の申請者は療育手帳を持っていないと支援費を申請できない」ということは事実か  
厚生労働省 : 「療育手帳を持っていないと支援費を申請できないということはありません。サービスを必要とする人は、市町村へ支援費支給申請をしてください。」(参考)

6月14日に厚生労働省で行われた支援費制度担当課長会議資料には次のように明記されています。

第3節 支給申請  
居宅生活支援費

1 申請者

(1) 申請者 次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。

ア 身障法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給を申請しようとする身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの

イ 知障法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給を申請しようとする18歳以上の知的障害者(知的障害者地域生活援助にあつては15歳以上の知的障害者を含む)

ウ 児福法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給を申請しようとする18歳未満の身体障害者又は知的障害者(以下児福法第6条の2第2項に規定する「障害者」という)の保護者